

下関市「児童生徒の携帯電話等の利用に関する指針」

下関市PTA連合会
下関市立小・中学校長会
下関市教育委員会

近年、携帯電話やスマートフォン（スマホ）の急速な普及に伴い、子どもたちのインターネットの利用環境は大きく変化してきており、新たな問題が多発しています。

本市においても、携帯電話やスマホの所持率は、平成26年4月調査では小学6年生が55%、中学3年生が77%と、この数年間で急増しています。これに伴って、無料通信アプリや交流サイトを巡って、次のようなトラブルが急激に増加しており、大変憂慮すべき状況にあります。

■ 主なトラブル（ほとんどが無料通信アプリの利用による）

- ・特定の生徒を誹謗中傷するメッセージを、無料通信アプリを用いてネット上に掲載した。
- ・不確かな噂のメッセージを信じ、集団による暴力行為にまで発展した。
- ・スマホで猥褻な画像を撮影したり、ネット上に掲載したりした。
- ・掲示板に安易に書き込んだことにより、見知らぬ成人から脅しを受けた。
- ・深夜までスマホを使用し、勉強意欲がなくなり、朝も起きづらくなった。

学校では、「携帯電話等の持ち込みは禁止（特別な事情により持ち込む場合は、許可を受け、教師に預ける）」、「情報モラル教育の推進」、「有害情報に関する教職員研修」等を行っています。しかしながら、学校での取組や対応には限界があり、「携帯電話等の購入や所持、家庭での使用ルール」や「ネット依存」、「ネットを通じた個人情報の流布」等については、各家庭での対応が必要となります。

このような状況を踏まえ、下関市PTA連合会と小・中学校長会、下関市教育委員会で協議を重ね、この度、児童生徒のネットトラブル等の未然防止を目的とする「児童生徒の携帯電話等の利用に関する指針」を定めました。

ついては、下記の指針をもとに、親子でよく話し合われて取り組まれますようお願いいたします。

下関市「児童生徒の携帯電話等の利用に関する指針」

《 保護者の方へ 》

1. 必要のない携帯電話やスマートフォンは持たせない。
2. 購入契約時には、
 - ① 有害サイトの閲覧を制限する「フィルタリング」を設定する。
 - ② 親子で使用に関する約束を決める。
(食事中、人との会話中、勉強時間中は使用しない、など)
3. 小学生は午後9時以降、中学生は午後10時以降は 保護者が預かる。

《 児童生徒の皆さんへ 》

1. 情報モラルを守る。
 - ・ネット上で、仲間はずしをしたり、個人情報を流したりしない。
2. 歩行中や自転車運転中は使用しない。
3. 学校へは持ち込まない。
4. 小学生は午後9時以降、中学生は午後10時以降は使用しない。(保護者に預ける)

※ 「携帯電話等」とは、携帯電話、PHS端末、スマートフォン、パソコン、ゲーム機、音楽プレーヤー等、「インターネットに接続可能な情報通信機器」を指します。